

佐賀県告示第 318 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 8 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
薬局ぞうさんのくすり箱	鳥栖市下野町 3097 番地 3	令和 2 年 8 月 31 日
医療法人元秀会川副歯科医院	小城市小城町 95 番地 1	令和 2 年 11 月 30 日
医療法人誠晴會納富病院	鹿島市大字高津原 4320 番地 1	〃